全警協発第41号

令和7年3月13日

協会長　各位

(一社)全国警備業協会

専務理事　黒木　慶英

令和7年「STOP!熱中症　クールワークキャンペーン」の実施について

謹　啓

　貴協会におかれましては、平素から当協会運営につきまして格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

　さて、この度、標記の件につきまして、厚生労働省労働基準局安全衛生部長から、別添文書のとおり協力依頼がございました。

　同文書によりますと、2024年の全国の熱中症による死亡者数（令和7年1月7日時点速報値）は30人と、前年から1人の減少となっております。警備業につきましては、2023年の死亡者が6人であったのに対し、2024年の死亡者数は2人と減少しておりますが、引き続き、私ども警備業におきましても熱中症予防対策へのより一層の取組が必要とされています。

　2024年の職場における熱中症の発生状況（速報値）によると、死亡災害の状況として、暑さ指数（WBGT）を把握せず、熱中症の発症時・緊急時の措置の確認・周知の実施を行っていなかった事例、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している事例も見られ、医師等の意見を踏まえた配慮がなされていなかった事例等もあったとのことです。このようなことから、職場における熱中症対策がまだ十分に浸透していなかったと考えられ、熱中症予防対策の徹底を図ることが必要であります。

　このような状況を踏まえ、すべての職場において「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、期間中、事業者は①暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること、②熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができるための体制整備等を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発病に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうことなど、重点的な対策の徹底を図ることを目的として、厚生労働省と共に、全警協が主唱者となり、関係省庁との連携の下、別添文書の別添の実施要綱に基づき、標記キャンペーンを実施することといたしました。

　つきましては、業務ご多忙のところ恐縮に存じますが、本趣旨をご理解いただき、管内加盟員各位に対し周知徹底下さいますようお願い申し上げます。

　なお、周知される際には、別添文書を参考に熱中症防止対策に取組むようご指導下さい。

謹　白

＜参考＞

○　職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について

　　https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000633853.pdf